



## 家の修理

### 台風・豪雨など自然災害のあとにトラブル多し!! 「保険金で住宅修理できますよ」勧誘に注意を!!

「調査すると言って屋根に上りわざと壊された」「長時間居座って強引に契約をさせられた」「高額なサポート手数料を請求された」「ずさんな工事をされた」など、住宅修理サービスに関する様々な相談が寄せられています。突然訪問して来た業者には特に注意し、安易に調査をさせたり契約をしたりしないようにしましょう。

飛び込みの勧誘は特に注意!!

そうなの?  
すぐに調査しても  
らわなくちゃ!



いい人そうに見えても、勧誘業者の言葉をうのみにしない!

3年前の大型台風で壊れている部分があるかも。火災保険の請求期限が3年と迫っているので、調査だけでもしませんか

火災保険を使えば自己負担なく住宅修理ができますよ

保険金が出るようにサポートしますよ

古くなったところも台風のせいにして請求しちゃいましょう

#### ■その場ですぐに契約しない!必要がなければきっぱり断る!

複数の業者から見積もりを取るなど、慎重に検討をしましょう。

#### ■保険金の請求は加入者自身で行うことが基本!

保険金が下りるかはわかりません。業者と契約する前に自分で保険会社に問い合わせを。

#### ■うその理由で請求しない!

保険金の返還請求や契約解除、刑事罰(詐欺罪)に問われる可能性もあります。

#### ■工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります!

##### すぐに消費生活センターに相談を!

訪問販売や電話勧誘販売による契約の場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフすることができます。

#### 自分が加入している保険のプランを確認しておきましょう!

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』➡最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応:午前10時~午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)



# 自動車の契約



**自動車の契約はクーリング・オフができません！**  
**少しでも迷った不安を感じたら契約をしない！！**  
**約款を読まないのはトラブルのもとです！！**

- 「約款(やっかん)」は自動車を契約する際にとっても重要なものです。「契約の成立時期」「キャンセルについて」など、自分と販売店との間で交わす約束事が書いてあります。面倒でも契約前に必ず読んで、わからないことは担当者に聞きましょう。
- 契約が成立すると一方的なキャンセルはできません。よく検討してから契約をしましょう。契約成立時期は購入方法などによって違うので、約款で確認しましょう。
- 注文書は、どのような自動車を注文したかを証拠づける書類です。正確に記入してもらい、必ず控えをもらって大切に保管しましょう。
- 口約束は絶対にやめましょう。ちょっとした約束でも、注文書の備考欄等に必ず書いてもらいましょう。
- 保証付きで購入する場合は、保証範囲や期間等を明記した保証書を必ずもらい、内容を確認しましょう。



## 「山形県消費生活サポーター」募集中です！

消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。ご応募お待ちしております。

募集について



【応募資格】 資格・経験は問いません。消費生活や消費者問題に関心があり、満18歳以上で県内で活動できる個人・団体であれば、どなたでも応募できます。

【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度の年度末まで（再委嘱された方は3年間）

個人の申込み  
はこちらから

団体の申込み  
はこちらから

【活動内容】 それぞれの知識や経験にあわせて、自分にできる活動をお願いしています。



お申し込み方法など、詳しくは、山形県ホームページまたは右のQRコードからご覧ください。

お問い合わせ先：山形県消費生活・地域安全課（電話023-630-3237）

## 消費生活無料法律相談会開催日



- 9月7日(水) 午後1時30分から
- 10月5日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（庄内総合支庁1階）

《開設時間》 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください（要予約）。

☆消費者ホットライン（188）もご利用ください☆

1人で悩まず  
相談してケロ！



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。  
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL：0235-66-5452

